

青木字榎ノ前	<p>びに六五五の二、六五六、六五九の二及び六六〇の三と一体をなす国有地の一部、青木字乗越のうち八二六の五から八二六の八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、青木字南宮塔八三〇の一、八三〇の四、八三〇の五、八三〇の九、八三一の一、八三二、八三三、八三四の一、八三六の二から八三六の七まで、八三七から八三九まで、八四〇の一から八四〇の三まで、八四三、八四四及びこれらと一体をなす国有地、青木字宮塔九三〇の一及び九三〇の三、青木字丸山の全域、青木字三崎谷平の全域、青木字長窪田の全域、青木字羽森の全域、青木字羽森峯の全域並びに青木字城下の全域</p>
青木字新宮	<p>青木字榎ノ前のうち八三三の二、八三三の三、八四の二、八五の二、八六の二、九三の三、九四から九九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>青字新宮のうち一七六、一七七、一七八の一、一七八の二、一七九の一、一八五から一九一まで、一九七、一九八の一、一九八の二、一九九、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇〇の三、二〇〇の四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
青木字上ノ谷	<p>青木字上ノ谷のうち五九一の一、六〇六から六一〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五九一の一、五九一の三、六〇四及び六〇六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
青木字中山	<p>青木字中山のうち六一一、六一二、六一三の一、六一四の一、六一五の一、六一五の二、六一六から六三三まで、六三</p>

青木字乗越	<p>青木字乗越八二六の五から八二六の八まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
青木字南宮塔	<p>青木字南宮塔のうち八三〇の二、八三〇の四、八三〇の五、八三〇の九、八三一の一、八三二、八三三、八三四の一、八三六の二から八三六の七まで、八三七から八三九まで、八四〇の一から八四〇の三まで、八四三、八四四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
青木字宮塔	<p>青木字宮塔のうち九三〇の一及び九三〇の三以外の区域</p>
<p>廃止する 字の名称</p>	<p>青木字丸山、青木字三崎谷平、青木字長窪田、青木字羽森、青木字羽森峯及び青木字城下</p>

鳥取県告示第九百四十五号
 次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭

和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字福原字馬瀬ノ上四二三の二(次の図に示す部分に限る。)、字上茶屋上四二五の二、四二五の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、米子市尚徳三ヶ堰土地改良区の定款の変更を昭和五十三年十一月二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十七号

昭和五十三年八月一日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(三山口地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土

地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十八号

昭和五十三年十月二日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良(赤碕(向原)地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十九号

昭和五十三年九月二十六日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（洞川地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十号

昭和五十三年九月二十六日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（日吉津地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十一号

昭和五十三年九月二十六日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（今吉地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十二号

昭和五十三年九月二十六日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良(樽屋地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月八日から二十日間

縦覧に供する場所

日吉津村役場

異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十三号

昭和五十三年八月三日付けで青谷町から申請のあつた土地改良(紙屋地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十四号

青木団地第二土地区画整理事業の施行地区(第二工区)の宅地について、昭和五十三年十月二十日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年八月二十四日 鳥取県指令受米土維第七百四十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市富益町字新開八

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市富益町一二〇番地一

米子住セ生コン株式会社

代表取締役社長 法旨筆夫

鳥取県告示第九百五十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年五月六日 鳥取県指令受米土維第二百六十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字新開九

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東倉吉町五四番地三

協和開発有限会社

代表取締役 遠藤邦男

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十四号

昭和五十四年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集を次の要項によつて実施する。

昭和五十三年十一月七日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

昭和五十四年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集要項
一 募集園児数 約九十人

二 応募資格

昭和四十九年四月二日から昭和五十年四月一日までに出生した幼児で、
集団生活に適応できるもの

三 応募期間及び受付時間

1 応募期間 昭和五十三年十一月二十八日(火)及び同月二十九日(水)
2 受付時間 毎日十四時から十六時三十分まで

四 応募手続

1 入園志願者の保護者は、応募期間内に入園志願書を鳥取県立鳥取西
高等学校附属久松幼稚園(以下「県立久松幼稚園」という。)に提出
しなければならない。

2 県立久松幼稚園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願書を受
理したときは、入園志願者の保護者に受付番号票を交付するものと
する。

五 入園志願書の交付

1 交付の期間及び時間
(一) 交付期間 昭和五十三年十一月十六日(木)から同月二十二日(水)まで

(二) 交付時間 毎日八時三十分から十六時(土曜日は、十二時)まで

2 交付場所 県立久松幼稚園

六 入園許可の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園の許可を決定する。

七 抽選の期日等

1 期 日 昭和五十三年十二月五日(火) 九時

2 場 所 県立久松幼稚園

3 抽選方法 受付番号票と引き換えに、入園志願者が受付番号順に行
う。

八 入園許可の発表

昭和五十三年十二月五日(火) 十五時に県立久松幼稚園に掲示する。

九 注意事項

この要項に関する質疑事項は、県立久松幼稚園(電話鳥取二二局三二
五二番)に問い合わせること。

公 告

昭和53年10月22日に実施した昭和53年度鳥取県行政書士試験に合格した
者は、次のとおりである。

昭和53年11月7日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

谷口 博一	森本 政洋	中田 頼雄	久野 一裕	田中 進
山田 康子	西谷 篤夫	尾崎 公義	米原 俊一	藤原 伸二
潮 香津子	尾田 節子	山中 保	門脇 延實	長谷川 毅
谷口 年男	城戸 昭人	加美谷正毅	藤井 優子	宿本 一郎
林 茂生	杉川 正次	増田 正巳		